

お問合せ
番号

こちらをご返送ください。

返送用

お早め(4月15日頃まで)にご返送ください。
返送期限(令和7年4月30日)を過ぎた場合は、給付金は支給できません。

大阪市物価高騰対策給付金支給要件確認書

様

確認欄

世帯主の方が、ご自身の世帯について下記の内容を確認のうえ、相違ない場合は署名してください。

世帯の中に、令和6年度分の住民税が課税となる所得があるのに、未申告である者はいません。
(上記にあてはまる場合のみ、支給対象に該当し、給付金を受け取ることができます。)

以下についても、よく確認してください。

・他市町村において、本給付金と同様の給付金を受給した世帯は、支給対象外です。

・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給対象外です。

・修正申告等により、令和6年度分の住民税均等割が課税となった世帯員がいる世帯は、支給対象外です。

・租税条約による住民税の免除を受けている者がいる世帯は、支給対象外です。

・確認内容が事実でないことが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

・意図的に虚偽の記入をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

・返送期限までに本書の提出がなかった場合、必要な添付書類を提出いただけなかった場合は、本給付金を辞退したものとみなします。

・記入不備や書類不足があった場合に、郵便や電話で連絡させていただくことがございますので、必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。また、指定する日までに記入不備や書類不足を解消できなかった場合は、本給付金を辞退したものとみなします。

上記の内容にすべて相違ありません。(左端にある矢印の先に記載されているお名前を署名してください。)

世帯主ご本人が自署することが困難な場合は、世帯主ご本人の受給の意思を確認したうえで、親族等が代筆いただけます。

フリガナ		確認日	令和	年	月	日
世帯主氏名 (署名)		連絡先 電話番号				
生年月日	年	月	日			

代筆の場合は、代筆された方の氏名と世帯主との続柄を記入し、世帯主の本人確認書類(免許証・保険証など)のコピーを同封してください。

代筆者		世帯主との 続柄	
-----	--	-------------	--

世帯主がお亡くなりになった場合、基準日時点(令和6年12月13日)で同一世帯であった世帯員の中から、新たに世帯主となった方が提出いただくことで受取人となることができます。詳しくはコールセンターまでお問合せください。

裏面も必ずご確認ください。

「振込を希望する口座」の記入と「振込口座が確認できる書類」のコピーの同封が必要です。

(裏)

振込を希望する口座について

下記の「振込を希望する口座」に世帯主名義の口座情報を記入し、「振込を希望する口座」に記入した振込口座が確認できる書類のコピーを返信用封筒に同封してください。

振込を希望する口座 (世帯主名義の口座を記入してください)

※口座名義は、金融機関の登録をよく確認して、カナで記入してください。(カナの登録がない場合は、英字で記入してください)

口座名義 (カナ)												
銀行の場合	金融機関名						支店名			預金種別		
	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 農協 ☐ 信用組合						☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所			☐ 普通 ☐ 当座		
	金融機関番号				支店等番号 (店番号)				口座番号			
ゆうちょ 銀行の場合	通帳の記号						通帳の番号 (右詰め)					
	1				0		—					

※デビットカードやクレジットカード一体型のキャッシュカードは、券面の表記と口座名義が異なっている場合がありますので、通帳やインターネットバンキングの登録情報等で正しい口座名義を確認のうえご記入ください。

※口座名義の相違等で振込ができなかった場合は、郵送等でお問合せいたしますが、指定の期日までに正しい口座をお知らせいただけなかったときは、給付金の支給ができませんのでご注意ください。

【提出書類】 必要な書類に不足がないか確認のうえ、返信用封筒でご返送ください。

- ☐ 大阪市物価高騰対策給付金支給要件確認書(本書)
- ☐ 振込を希望する口座の口座情報がわかる書類のコピー

〈署名を代筆した場合〉

- ☐ 基準日(令和6年12月13日)時点の世帯主の本人確認書類のコピー